平成２６年（フ）第３３２３号
大阪府八尾市桜ケ丘１丁目32番地　パークメゾンカーム103号、開始決定時の住所大阪府八尾市安中町３丁目２番67―1501号
破産者　折戸　隆宏
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３６６５号
大阪府枚方市船橋本町２丁目54番地の１301
破産者　安藤　　郁
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９０１号
大阪府東大阪市加納５丁目12番18号　今津文化210号
破産者　田中　恭行
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３３号
大阪府藤井寺市沢田４丁目９番30号、開始決定時の住所大阪府羽曳野市大黒241番地の33
破産者　藤原　良紀
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５５５号
奈良県葛城市薑192番地１、開始決定時の住所堺市東区日置荘西町４丁９番27―105号
破産者　小野　純一
1　決定年月日　平成27年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第５４号
長野県諏訪市大字豊田2483番地７
破産者　菊池　秀忠
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第５１５号
愛知県豊田市五反田町宮ノ入33番地
破産者　安藤　和彦
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
愛知県岡崎市森越町字山王３番地　セジュール山王Ｂ―202、開始決定時の住所愛知県岡崎市日名中町11番地５　サンアメニティ北岡崎駅　204
破産者　栗山　和也
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第５１６号
兵庫県尼崎市尾浜町３丁目32番４―402号
破産者　本村　和也
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３４２号
兵庫県尼崎市東大物町１丁目７番18号、住民票上の住所兵庫県尼崎市東大物町２丁目５番19号
破産者　本木　重榮
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４０号
徳島県三好郡東みよし町加茂3944番地、破産開始時の住所高知県高知市上町１丁目10―15
破産者　長岡　　博
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所美馬支部

平成２６年（フ）第１６３号
宮崎市大字恒久1182番地１、事業所の住所宮崎市大字恒久1383番地１
破産者　おおふじクリニックこと　大藤　哲郎
1　決定年月日　平成27年４月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第５８号
福岡市城南区七隈３丁目16番36号
破産者　串崎あゆみ（旧姓松隈）
1　破産債権の届出期間　平成27年４月23日まで
2　一般調査期日　平成27年５月12日午後３時30分
平成27年４月６日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８２９号
福岡市博多区中洲３丁目６番７号
破産者　山本観光株式会社
1　破産債権の届出期間　平成27年５月７日まで
2　一般調査期日　平成27年５月21日午前11時
平成27年４月10日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６号
大阪府池田市宇保町１番８―302号
破産者　髙田　牧子
1　破産債権の届出期間　平成27年５月11日まで
2　一般調査期日　平成27年６月８日午後２時30分
平成27年４月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８３６号
福岡市中央区大手門２丁目２番20―901号
破産者　吉住　龍美
1　破産債権の届出期間　平成27年５月11日まで
2　一般調査期日　平成27年６月18日午前10時30分
平成27年４月９日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１９号
兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北３丁目451番地５
破産者　岡本　昌幸
1　破産債権の届出期間　平成27年５月15日まで
2　一般調査期日　平成27年６月19日午前10時10分
平成27年４月10日　神戸地方裁判所姫路支部